

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え） 第2条の2 循環型社会推進課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。）又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p> <p><u>（産業廃棄物処理業等の許可証の書換え）</u> 第5条の2 <u>知事は、法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項又は前条の規定による届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。</u></p>	<p>（一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え） 第2条の2 循環型社会推進課長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された循環型社会推進課の長をいう。以下同じ。）又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）<u>第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）は、法第9条第3項に規定する届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。